

憲法

1. まず、Bが本条例を違憲と考えた理由を推測する。

(1) まず、Q条が住民投票の権利を外国人にも与えている（同条括弧書）ことが憲法93条2項に反すると考えたことと推測できる。

ア. 国政選挙における選挙権（43条1項、15条1項・3項、44条但書）は国民の国政への参加を保障する権利として、代表民主制（前文1段、1条後段、43条1項）の根幹をなす重要な権利であり、15条1項の「国民」は日本国籍を有する者を意味するため、日本国籍を有しない外国人が国政に参加することは許されない。判例は、地方レベルの選挙であっても、93条2項の「住民」とは、地方公共団体区域内に住所を有する日本国民を意味することを前提に、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長や議員等の選挙権を保障したものということはできないとしている。

イ. したがって、Q条は、外国人にも選挙権を与えている点で違憲であるとするのがBの意見（以下これを「意見①」という）である。

(2) 次に、R条が市長と議会が投票結果に従わなければならないとする点で、93条1項や2項に反すると考えたことと推測できる。

これは、地方公共団体にも妥当する代表民主制のもと、住民投票条例を制定しても、住民投票の結果の拘束力は諮問的・助言的なものにとどまるため、これによって市長や議会を拘束するのは違憲であるとするのがBの意見（以下これを「意見②」という）である。

2. 次に、それぞれについて私見を述べる。

(1) 意見①で挙げられた判例では、一定の外国人に、法律をもって地方公共団体の長や議員等に対する選挙権を付与することまで禁止しているわけではないとされている。そこで、Q条は、外国人に選挙権を与えることが著しく不合理であると認めるに足りる特段の事情のない限り、憲法93条2項に反せず合憲であるとするべきである。

確かに、現代において多様性が広く主張されているなかで、男女という生物的な性別すらも超越した扱いも一部認められているにもかかわらず、どこで生まれたのかというような日本国籍を有しているか否かを選挙権の有無を判断することは平等原則（14条1項）等の観点から妥当でない側面もある。また、本件で投票対象となっているのは原発の再稼働の是非に関してのものであり、これはP市住民の生命・身体・財産等の重要な権利や法益に関する重要な決定である。そうすると、生命・身体・財産等は、外国人であるか否かによってその重要性や原発再稼働による危険性に差異はないものである以上、外国人にも選挙権を与えるべきであるとする意見にも妥当性は認められる。

しかし、上記の判例において選挙権を付与された外国人は、永住者であるなどの事情によりその地方公共団体と密接な関係を有するに至った者のみであり、一般的・抽象的に外国人への選挙権を認めた本件のQ条とは異なる。

また、原子力発電について、ヨーロッパでは最近、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に優しいエネルギーだとの肯定的な評価がなされているのである一方で、それが一部の国々から厳しい批判があるため、原子力発電所を稼働させているか否かは、国のエネルギー

ギー政策や国際情勢との関係で高度に政治的な側面が大きい。そうすると、外国人に対して、こうした高度に政治的側面を有する事項に関する選挙権を与えてしまうと、国民主権という我が国の大原則の趣旨に反する。

したがって、Q 条が外国人にも選挙権を与えている点は、憲法 93 条 2 項に反し違憲である。

(2) 意見②について住民投票の結果に市長や議会が拘束されることは、代表民主制に反するため、憲法 93 条 1 項、2 項に反し違憲である。 以上

(コメント)

2022 年度よりは少し人権の要素がありますが、それでもやはり統治っぽい出題でした。

Q 条については外国人に選挙権を与えたことが引っかかりそう、R 条については従わないといけないということが引っかかりそうというなんとなくの予想はすぐにできると思います。私は住所要件が「3 ヶ月以上」とされている点も短すぎるような気がしましたが、出題趣旨で特に触れられていないので無視しました。

Q 条の選挙権の重要性については基礎問や論証集で使われている規範を貼り、これに加えて出題趣旨に記載されている判例について触れることで B の意見を正当化しました。

R 条については出題趣旨をほとんどそのまま書いただけのようなものですが、ここはあまり多く書けることがないと思うので、Q 条の方で稼ぐのが賢明かと思います。

次に私見について、私はこの判例を①外国人に選挙権あげたらダメ②一定の外国人に付与することまで禁止されているわけではない③付与していいのは永住者等のみ、という三段階構造でとらえ、B の意見で①を、私見の前半で②を、後半で③を使うというようにしてみました。このようにすると、それぞれについて事実を使った当てはめができるので、文字数を稼ぎやすいと考えたからです。

また、私見のはじめの部分に「Q 条は、外国人に選挙権を与えることが著しく不合理であると認めるに足りる特段の事情のない限り、憲法 93 条 2 項に反せず合憲である」とすべきである」という基準を立てましたが、このように何かしら基準を立てた方がやりやすいかなという浅い考えです。しかし、このように何かしら規範を立てていけば当てはめはしやすくなります。あとの部分は男女平等だとか外国人と日本人で原発事故の被害は変わらないだとか、イメージを言語化しながら頑張りました。

科目としての難易度は 2022 年度から 2024 年度でいうと真ん中に位置します。2022 年度が難しすぎるからです。ただ、統治なんて誰もできないので頑張って書いていけばそれだけで合格ラインくらいには浮上できると思います。

民法

設問1

1. Cは、A及びBに対して本件事故が共同不法行為（719条1項前段）であることを前提に、不法行為に基づく損害賠償請求（709条）として治療費200万円を請求すると考えられる。この請求の要件は、①権利・法益侵害②行為者各人の故意又は過失③各人の行為の「共同」性④②と①の相当因果関係⑤損害の発生⑥①と⑤の相当因果関係である。

2. まず、本件事故に起因するA車の歩道への乗上げによりAは病院で治療を受けるほどの怪我を負っているから、Aの身体の安全という法益が侵害されている（①）。

次に、過失とは結果予見可能性を前提とした結果回避義務違反をいう。

まず、本件事故はいわゆる右直事故であるところ、見通しの良い交差点を直進しているAには、黄色信号を認識したことにより、右折車が侵入してくる可能性があったことを十分予見できたため、結果予見可能性が認められる。右折しようとしたBについても、まだ信号が黄色であったことから直進車が通ることを十分予見できたため、結果予見可能性が認められる。次に、黄色信号は一般的に「止まれ」を意味しているため、Aは黄色信号を認識した時点で少なくとも周囲の安全に十分配慮しながら進むという意味での結果回避義務があったのに、見通しの良い場所であるにもかかわらずBの自動車に気づかずに直進して本件事故を起こし、道路脇の歩行者用道路に乗り上げてCに衝突しているため、結果回避義務違反が認められる。また、Bについても右折の際には直進車が来ていないか十分に確認しなければならないという意味での結果回避義務があったのに、見通しの良い交差点でAの自動車に気づかずに右折して上記のようにAのCへの衝突を招いている。そうするとBにも結果回避義務違反が認められるから、A及びBには過失が認められ、これに「よって」Cが負傷している（②・④）。

また、③が認められるためには、主観的な意思連絡がなくても各人の行為に客観的関連共同性があれば足りるとされている。Cの負傷の主たる要因となった本件事故は、Aの過失による直進とBの過失による右折から引き起こされたものであるから、AとBの行為に客観的関連共同性があるといえる（③）。

そして、Cは本件事故に起因するA車の歩道への乗上げに「よって」Cは治療費200万円の「損害」を被っている（⑤・⑥）。

3. 以上より、すべての要件を満たすからCの請求は認められる。

設問2

1. CはD社に対して使用者責任（715条1項）の追及として治療費200万円の損害賠償請求をされると考えられる。この請求の要件は、①被用者の行為がそれ自体として不法行為の成立要件を満たすこと②使用者が被用者を「事業のために」使用していること③被用者の行為が「その事業の執行について」なされたことである。

2. CがAとBに200万円を請求できるとされているから、Aの行為は不法行為であると認められている（①）し、AはD社の従業員である（②）。

3. それでは、Aの行為が「その事業の執行について」なされたといえるか。

（1）行為の外形に対する信頼保護が問題となる取引的不法行為でない、事実的不法行為はそれが使用者の事業執行行為を契機として、それと密接な関連を有するかどうかで判断

する。

(2) 確かに、本件事故は A が E の送迎の業務を終えて A の自宅にもどる途中で、A の体調不良から自動車で薬局に立ち寄った後に起こったものであるから、D 社の事業執行行為を直接の契機としているとはいえない。しかし、A の業務は E の送迎であり、この場合送迎を終えて帰宅するまでが勤務時間内と扱われるものであるし、ここで使用されている黒いセダンは一般的に送迎に使われるものであるから、送迎後の帰宅中に起こった本件事故は、使用者の事業執行行為を契機として、それと密接な関連を有している行為であるといえる。

したがって、A の行為は D 社の「その事業の執行について」なされたものである(③)。

4. よって、C の請求は認められる。

設問 3

1. D 社は B に対して、求償権(442 条 1 項)の行使として 50 万円を請求すると考えられる。

2. A、B 及び D 社は、C の治療費 200 万円を A と B それぞれ 1 : 1 の割合、つまり 100 万円ずつ支払う旨合意しており、D 社と B は連帯債務の関係に立つ(719 条 1 項前段、715 条 1 項本文参照)から、D 社が C に 100 万円弁済したことは「連帯債務者の一人が弁済をし、... 共同の免責を得」る行為である。そうすると、D 社は「他の連帯債務者」である B に対して「各自の負担部分に応じた額」である 50 万円について求償権を有することになる。

3. したがって、D の請求は認められる。 以上

(コメント)

まず、配点割合が 3 : 3 : 2 と明記されているので答案の量もそれに近くなるようにというおおまかな方針を立てました(これに合わせようとしすぎてはいけません)。

設問 1

共同不法行為の要件は出題趣旨ではなく、総まくり論証集に合わせました(この参考答案が、加藤ゼミナールの教材でここまで書けるというコンセプトであるため)。

この共同不法行為のように、条文だけでは要件が一義的に定まらない場合には要件を頭出しするという指導を受けたので、ここでは最初に①ないし⑥というように要件を頭出ししました。

②の当てはめにおいて、故意がないことは明らかなので過失のみ検討しています。ここでは「過失とは結果予見可能性を前提とした結果回避義務違反をいう。」との規範を立てたうえで検討していますが、これを立てずに事実を使って評価していくという方法も考えられなくはないですが、規範→当てはめという流れの方が綺麗なため、ここではそう書いています。あまり関係ないですが、お恥ずかしながら私は自動車運転免許証を取得しておらず、黄色信号の意味について誤解していましたが、調べてみたところ安全に止まれるなら止まれというような意味だそうで、それを前提に過失を認定しています。

③について、客観的関連共同性、もしくはそれに近いような言葉は誰も聞いたことがあるはずなので、それを書いたうえで当てはめています。

設問 2

これは使用者責任の事業執行性が問題となるものです。取引的不法行為に関するものは基礎問で取り上げられていましたが、本問のような事実的不法行為の規範は論証集に取り上げられているのみだったので、規範と当てはめの整合性を意識して、おかしな当てはめにならないように気をつけました。

設問 3

設問 3 は、求償権に関するものでした。特に大きな論点があるわけではないのですが、A、B、D の連帯債務関係を考えるにあたって、条文相互の関係が重要になるので、そこだけ注意しながら条文に当てはめて終わりました。出題趣旨では、改正民法下の不真正連帯債務の扱いの変化に触れられているとなお良いとされていますが、憲法や刑法を丁寧に考える時間を確保するために省略しました。

刑法

設問（1）

1. 甲がAの両腕を強く掴んで自車に乗せようとした行為に、不同意性交等致傷罪（181条2項、177条1項）が成立するか。具体的には、不同意性交等罪の「実行に着手」（43条本文）したといえるか。「実行に着手」の成否は、①実行行為との密接性と②既遂結果発生の客観的危険性から判断する。不同意性交等罪の実行行為は一般的に性交等の時点で認められるため、Aを車に乗せて20分ほど車を走らせてから行為に及ぶ計画であった本件において、実行行為とAの腕を掴む行為には時間的・場所的密接性がなく、実行行為との密接性が認められない（①）。そうすると、不同意性交等罪の「実行に着手」したとはいえないため、それを前提とした181条2項の罪は成立せず、傷害罪（204条）が成立するとどまる。このように、行為時における甲の計画は、①の有無を決するという法的意味を持つ。
2. 甲の上記1の行為は、「わいせつ...の目的で」Aを「略取」しようとするものであり、既遂に至っていないことからわいせつ目的略取未遂罪（228条、225条）が成立する。

設問（2）

1. 乙がAにスマホを投げた行為は、Aの身体に向けた不法な有形力の行使として暴行罪（208条）の構成要件に該当する。また、Aが乙に抱きつかうとした行為にも暴行罪が成立しうるが、緊急避難行為（37条1項）として違法性が阻却されるから、それに対する正当防衛（36条1項）として乙の行為の違法性が阻却される余地はない。もっとも、故意責任の前提となる規範の問題に直面し得ない誤想防衛では責任故意が阻却されると解されているところ、乙はAによる侵害を誤信しているから、誤想防衛として暴行罪は成立しない。
2. 乙の上記1の行為によって甲は額に全治1週間の傷害を負っているから、人の生理機能障害を生じさせたとして傷害罪（204条）の構成要件に該当する。また、乙は甲にスマホを命中させることは予想していなかったものの、具体的事実の錯誤として故意は阻却されない。

もっとも、Aは甲に追いかけているから「急迫不正の侵害」があり、偶然ではあるものの、不正な攻撃から権利を守る意思で行われた行為である以上、「他人の権利を防衛するため」に上記1の行為を行ったといえる。また、強制性交のためにAを追いかけている40歳男性の甲との関係でスマホを投げた行為には防衛行為としての相当性があるから、「やむを得ずにした行為」であるともいえる。したがって、違法性が阻却されるから傷害罪は成立しない。

以上

（コメント）

設問（1）

これは近年の改正の影響で罪名や内容に変化があったものですが、答案の内容がそこまで変わるものではないので、安心して取り組んでいただいて大丈夫だと思います。

本問では「実行に着手」したかどうかが問われているのみであり、限界事例というわけでもないで普通に規範を立てて普通に当てはめるだけです。行為時における甲の計画についても触れなければいけないですが、厚く論じる必要はありません。

設問（2）

ここでは誤想防衛や正当防衛が問題になっていますが、とにかく紙面が足りないので三段論法を崩して書いています。

Aとの関係で誤想防衛が成立することは誤想防衛の典型問題です。

甲との関係では「他人の権利」を防衛するための正当防衛という意味で典型問題とはいえませんが、それに固有の論点等があるわけではないので、惑わされないように注意しながらいつも通りの当てはめをするだけです。

問題全体

科目としての難易度は例年より低めだと思います。2022年度では同意殺人罪というあまり使わない罪についての説明問題が出題され、2024年度では書くことが多すぎる事例問題が出題されましたが、本問は典型的なものをコンパクトに書くだけというのがその理由です。

（3科目通しての戦略）

ここでは、まず民法が一番迷いなくできるので45分くらいで先に片付け、刑法は紙面と相談しながら50分かけてゆっくり書き、余った時間を憲法にを使って頑張って書くのがいいと思います。憲法は統治も出るので対策したくなりますが、キリがないので他の科目の実力を上げた方がいいと思います。

商法

設問（１）

1. Cは本件新株発行から「六箇月以内」（828条1項2号）の令和4年10月2日に、甲社株式を500株有する「株主」（828条2項2号）として甲社を被告（834条2号）とした新株発行無効の訴え（828条1項2号）を提起して争うことができる。
2. 新株発行には法的安定の要請が強く働くから、その無効原因は重大な法令・定款違反に限られる。本件新株発行には①取締役会決議を欠くこと②払込の仮装があることという法令違反があるところ、これらの法令違反は重大といえるか。
 - （１）まず、甲社は公開会社であり、有利発行ではないから取締役会決議が必要である（201条1項、199条2項）にもかかわらず、甲社では取締役会決議を経ずに本件新株発行が行われているから、本件新株発行は201条1項、199条2項という法令に違反している。もっとも、新株発行が取締役会の権限とされている公開会社（201条1項、199条2項）では新株発行は会社の業務執行に準ずるものであり、取締役会決議は代表取締役の権限行使の内部的要件に過ぎないから、代表取締役が新株発行を行った以上は取引安全を優先して取締役会決議の欠缺は新株発行の無効原因とならない。本件新株発行も代表取締役Bが行っている以上、①の法令違反には重大性がなく、無効原因とならない。
 - （２）次に、Eの払込金は甲社が貸し付け、その後債務免除をしているから、甲社財産の実質的な増加がなく、仮装払込みにあたる。仮装払込みは資本充実原則に反するから「払込み」（208条1項）として無効であるが、209条2項、3項では仮想払込みをした者の権利行使を認めているから、法令違反の重大性は認められない。したがって、②の法令違反にも重大性がなく、無効原因とならない。
3. したがって、無効原因がないからCの主張は認められない。

設問（２）

1. 上記設問（１）2（２）の通り、本件新株発行におけるEの払込みは仮装払込みであるから、「引受人」であるEは、1億円の「払込みを仮装した」（213条の2第1項1号）として、同条に基づき甲社に対する1億円の支払責任を負う。
2. 次に、Bは引受人Eと共謀して1億円の「出資の履行...の仮装に関する職務を行った取締役」（施行規則46条の2第1号）として、会社法213条第1項本文所定の「法務省令で定める者」に当たる。そして、Bは他の取締役等に相談することなく本件新株発行を行っており、「当該出資の仮装をしたもの」（同条1項但書括弧書）として無過失責任を負うから、免責の余地がない。したがって、BはEと連帯して（同条2項）、甲社に対する1億円の支払責任を負う。以上

（コメント）

設問（１）

ここでは新株発行無効の訴えについて丁寧に書くことが求められています。

出題趣旨で指摘されているように、原告適格・出訴期間・被告を条文と事実の絡みを意識しつつ書いていくところからスタートです。

そして、無効原因は重大なものでないことを指摘したうえで無効事由になりそうなものを2つピックアップし、それぞれについて当てはめて検討しています。

①については取締役会決議の欠缺について検討していますが、公開会社なので OK という結論にしています。

②についても仮装払込には当たるものの、209 条という条文を根拠にして大した法令違反ではないというような結論で締めています。

設問（2）

ここでは仮装払込をした者の責任について論じています。

施行規則 46 条の 2 という細かい条文も使っていますが、これは論証集や基礎問にしっかり記載があったので簡単に見つけることができました。ここでは論点や条文に関する知識よりも、いかに上手く条文の文言と事実を絡めて評価するかというところが重要なので、これができなかったからといって知識を溜め込もうとするのは良くないです。条文力を測るのにはとても良い問題だと思います。

問題全体

科目としての難易度は例年通りか少し低めだと思います。設問 1 はともかく、設問 2 は知っているかどうかで答案の初速が決まってくるので、知っているに越したことはないと思います。

民事訴訟法

設問（1）

1. 訴えの利益とは、本案判決をすることの必要性・実効性を意味する。
2. 確かに、Yの訴えの訴訟物は消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（以下「本件訴訟物」という）であり、債務不存在確認請求訴訟は給付訴訟の反対形相として、その訴訟物は給付訴訟と同一であるとされていることから、両者は訴訟物が同じである。そして、既判力が原則として訴訟物の存否に関する判断に生じる（114条1項）ことから、先行するXの訴えをもって本件訴訟物の存否を既判力によって確定できる。そうすると、Yの訴えは本案判決をすることの必要性や実効性を欠くようにも思える。しかし、Yが債務不存在確認請求訴訟で勝訴しても本件訴訟物について執行力は付与されない一方で、Yは給付訴訟で勝訴すれば執行力も付与された債務名義を取得できる。そうすると、Yには、給付訴訟において本案判決を受けることが債務名義取得のために必要であり、その実効性もあるとして、Yの給付訴訟に訴えの利益が認められる。

設問（2）

1. Yの訴えは、重複起訴禁止（142条）に抵触し、不適法なものではないか。重複起訴禁止の要件は同一の「事件」について、その「係属」中に「更に訴えを提起」することである。
2. 重複起訴が禁止される「事件」の同一性は、当事者と審判対象の同一性から判断する。
まず、Xの訴えとYの訴えは、いずれもXとYを当事者とするものであり、当事者の同一性が認められる。
また、重複起訴禁止の主たる趣旨は既判力の矛盾抵触の防止にあるところ、既判力が原則として訴訟物の存否に関する判断に生じる（114条1項）ことから、審判対象の同一性は訴訟物の同一性を意味する。上記設問（1）・2より、Xの訴えとYの訴えは、いずれも本件訴訟物を訴訟物とするものであるから、訴訟物の同一性も認められる。
したがって、「事件」の同一性が認められる。
3. そして、別訴の場合には一度併合審理されても裁判所に弁論の分離権限がある（152条1項）ことから、既判力の矛盾抵触のおそれがある一方で、反訴の場合には両訴訟の関連性の強さゆえ、原則として本訴との併合審理が強制されるため、既判力の矛盾抵触のおそれはなく、142条の主たる趣旨が妥当しなくなる。そうすると、反訴の場合のみ、Yの訴えは重複する訴えの提起に当たらず適法となる。 以上

（コメント）

設問（1）

ここでは訴えの利益が問題となっています。基礎問では2問ほど取り上げられていますが、本答案にあるような「執行力」という視点はここから習得しました。

1で立てた訴えの利益の定義と当てはめの文言がバラバラにならないように気をつけつつ、既判力も根拠にしながら訴えの利益を肯定しました。

設問（2）

ここでは重複起訴禁止（二重起訴禁止ともいうようです）が問題となっています。

ここでも条文と絡めながらその要件について解釈しています。

3で別訴の場合と反訴の場合を分けて考えることで、問題文の指示に従っています。

最後の反訴の場合の弁論分離権限の制限についても基礎問で2問触れられています。

問題全体

科目としての難易度は例年より少し高めかと思います。これは、訴えの利益・重複起訴禁止のいずれも、ロー入試で超頻出とまではいえない論点なので、既判力が出るとヤマを張っていた受験生は苦しめられたのではないかと感じるからです。ここからもわかるように、極端にヤマを張るのは百害あって一利なしなのでやめましょう。

刑事訴訟法

設問（1）

1. Pによる捜査は、捜査機関Pやその協力者Aが、その身分や意図を相手方甲に秘して大麻営利目的所持という犯罪を実行するよう働きかけ、甲が犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕するものとしておとり捜査に当たる。これが「強制の処分」に当たるのであれば、「特別の定め」が必要である（197条1項但書）。
2. 「強制の処分」とは、個人の意思に反し、その重要な権利利益を実質的に制約する処分を指す。おとり捜査は、法的保護に値する意思決定の自由の侵害がないため、権利利益への実質的制約がなく、「強制の処分」に当たらない。
3. 任意捜査として適法となるか問題となるが、おとり捜査はそれを許すべき必要性和、捜査の公正・法益侵害という問題を考慮した上での相当性がある場合に「必要な」（同条項本文）捜査として適法である。令和3年3月3日のAの供述から、甲がAに対して5回にわたって大麻樹脂の買い手を紹介するように持ちかけた疑いが認められる。また、薬物系の犯罪は秘密裏に行われるという性質上、犯人検挙につながる証拠を獲得するのが困難であり、実際にAからの情報のみでは甲の犯罪に関する証拠等を入手できていなかったため、おとり捜査の必要性が認められる。他方で、甲が5回にわたってAに大麻樹脂の買い手の紹介を依頼していたことからすれば、甲には機会があれば大麻樹脂の密売を行う意思があったといえるし、Pの購入申し入れに対して即座に対応していることから、本件におけるおとり捜査は、甲に大麻樹脂の密売の機会を提供したにとどまる。更に、大麻樹脂の密売に直接の被害者がいないことから、おとり捜査によって生じた法益侵害の程度も小さい。したがって、本件のおとり捜査は、態様の相当性もあるため、任意捜査として適法である。

設問（2）

1. 逮捕前置主義の趣旨は、拘束期間の短い逮捕中にできる限り捜査を尽くさせることで不要な勾留を回避することにある。そこで、逮捕されていない被疑事実を逮捕した被疑事実に加えて勾留請求することは、かえって被疑者の勾留期間短縮による利益になる場合もあることから許される。しかし、逮捕した犯罪事実について勾留の要件を満たしていなければ、それ自体が不当な勾留となり被疑者の利益を害するから、そのような場合の勾留は禁止される。
2. 本件では、逮捕した犯罪事実である大麻取締法違反について勾留の要件を欠いているため、そこに強盗罪の事実を付加して勾留状を発付することはできない。 以上

（コメント）

設問（1）

ここではおとり捜査の適法性が問われています。おとり捜査については、基礎問で流れだけでなく当てはめの視点まで確認しているので、かなりスラスラと書けました。

強制処分該当性の判断では、権利利益への実質的制約の当てはめで法的保護に値する意思決定の自由の侵害がないことを根拠に否定しました。

任意捜査の限界では、コンパクトに規範を立てて、必要性の当てはめでは嫌疑の程度や通

常の捜査での検挙困難性、相当性の当てはめでは機会提供にとどまることや直接の被害者がいないことを意識して当てはめました。

設問（2）

これは初見で全くわからなかった問題ですが、逮捕前置主義の趣旨からどうにか規範を立てて付加した勾留請求について論じています。出題趣旨によると、この勾留請求は違法なようなので、結論に合わせる形で規範を立てました。

問題全体

科目としての難易度は例年よりも高めかと思います。設問1は簡単ですが、設問2はよく知らない問題について現場でそれっぽく規範を立ててなんとか当てはめるということをしなければならぬので、精神的にかなり疲れると思います。ただ、設問1をかなりしっかり書いていれば、それだけでそこそこの評価はくるのではないかと思います。

（3科目通しての戦略）

典型的な問題である民訴か商法を先にやりたいところです。確かに民訴は既判力などの超重要分野からは少し離れますが、そうはいつでも重要分野であることに変わりはないので、特に問題ないです。刑訴は設問2が難しいので、設問1をとにかく早く片付け、設問2を考える時間の確保に努めたいです。